第九項第二号イ中「次項」の下に「及び第十一項」を加え、本則に次の一項を加える。

11　法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。

一　資金の性質　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。）又は漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。）が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として借り入れる資金

二　借受資格者　繰越欠損金の額が五千万円以上であり、かつ、当該繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金の平均額の十倍を超える漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

三　融資機関　水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

○財務省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十八年財務省・経済産業省告示第四号）は、同日をもって廃止する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を生かした事業を促進すること。
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。
四	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、厚生労働省、告示第二号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業等経営強化法に基づく異分野連携者との連携による事業（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業等経営強化法の規定に基づき経営力向上計画の認定を受けた者 5　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 6　1から5までに該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること。
五	1　新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を含む。）を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者 2　「中小企業の会計に関する指針」を適用する者若しくは適用する予定の者	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等又は「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」に従った企業の会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること。
六	1　卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項各号に定める者に限る。）のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中心市街地の活性化に関する法律に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。